

No.3 訴訟提起前に債務の履行を受けた債務者が債権者に対して当該債務の不存在確認を求めて提起した訴訟の確認の利益の有無

平成27・2・26札幌地裁民事第2部判決、平成27年(ワ)第40号債務不存在確認請求事件、訴え却下
 <単独：郡司英明裁判官>

【判示事項】 訴訟提起前に債務の履行を受けた債務者が原告となって債権者を被告として当該債務の不存在確認を求めて提起した訴訟であっても、訴訟係属後、被告とされた債権者において、当該債務に係る債権が存在しないことを認めているだけでなく、その不存在に至った事実関係を確認するなどの行動をとってれば、債務者が原告となって当該訴訟を提起するに至らずに当該債権・債務を巡る紛争が除去されたものと考えられる判示の事実関係の下においては、原告である債務者の法的地位に現実の不安が存在するということはできない〔以上〕…当該訴訟について、確認の利益は認められない。

【当事者】 X (CFJ合同会社) 対 Y (個人)

【事案の概要】 Z₁ (千代田トラスト株式会社) と Y との間で締結された基本契約に基づく金銭消費貸借に係る「本件取引」に関し、Z₁ から Y に対する貸金債権の譲渡を受けた Z₂ (アイク株式会社) を吸収合併した X と Y との間で過払金返還債務が47万円であることを確認する旨の「本件和解」が成立し、その支払いも済んでいるにもかかわらず、Y が X に対して改めて過払金の請求をしてきたと主張して、X が、Y に対する過払金返還債務を負っていないことの確認を求めたのに対し、Y は、X が過払金返還債務を負っていないことを認めた上で、X の本件訴えには確認の利益が認められないと反論して、本案前の答弁として、本件訴えを却下する旨の裁判を求めている事案である。

【理由の要旨】 X が本件訴訟提起に至った経緯については、X と Y との間で過払金返還債務が47万円であることを確認する旨の和解が成立したにもかかわらず、Y が X に対して本件請求を行ったという事情が存在するところではある〔が〕…Y は、本件訴訟において、平成27年2月6日付け答弁書をもって、本件取引にかかる過払金返還請求権が存在しないことを認めるとともに、Y が本件請求をした経緯につき、複数の過払金返還請求事案を Y 訴訟代理人に依頼した Y において、本件和解による精算を失念していたと説明している…事情に加えて、本件請求後、本件訴訟提起前に、X が、Y (Y 訴訟代理人) に対して本件和解の存在を伝え、その事実関係を確認するなどの行動をとってれば、そもそも本件訴訟提起に至らずに X Y 間における過払金返還債務の有無についての紛争が除去され得たものと考えられることを踏まえると、本件口頭弁論終結時において、本件取引にかかる過払金返還債務の存否に関し、X の法的地位に現実の不安が存在しているということとはできない〔以上〕…本件訴えについては、確認の利益が認められない〔ので〕…本件訴えは訴えの利益を欠〔き〕不適法…である…。

※次回の金判 SUPPLEMENT Vol.77は、No.1465 (2015年5月1日号) の掲載予定です。